

第1章 公共建築物を取り巻く状況

1 公共建築物の現状

本市が保有する公共建築物は、令和6（2024）年4月1日現在で、664施設、総延床面積では約121万㎡となっており、「市民文化会館」のような大型施設から公園のトイレまで、様々な規模・用途のがあります。

一方、借上施設については本市が保有するものではありませんが、中には庁舎として使用しているものもあり、その存廃が公共建築物の保有状況に影響を及ぼすこともあるため、正確に状況を把握する必要があります。

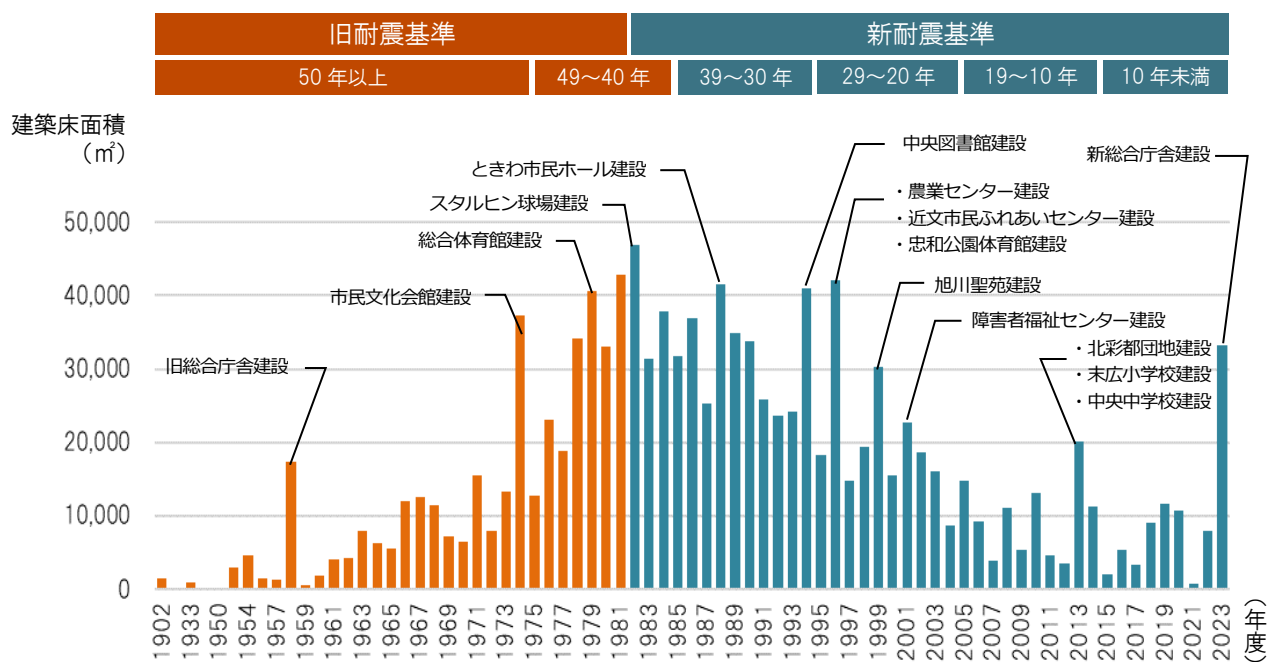
【図表 1-1 公共建築物の用途分類】

用途(大分類)	用途(中分類)	施設数	床面積(㎡)	主な公共建築物
市民文化系施設	集会施設	51	47,493.20	公民館, 住民センター, 地区センター
	文化施設	3	20,206.00	市民文化会館, 大雪クリスタルホール
社会教育系施設	図書館	5	10,520.09	図書館
	博物館等	10	16,261.82	博物館, 科学館(サイバル), 彫刻美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	22	36,068.90	リクルートスタッフィング リック&スー旭川体育館(総合体育館), 花咲スポーツ公園の各施設
	レクリエーション施設・観光施設	11	22,941.19	旭山動物園, 21世紀の森施設, 江丹別若者の郷
産業施設	産業施設	8	12,574.33	農村地域センター, 工業技術センター, 農業センター
学校教育系施設	学校	77	460,549.17	市立小学校, 市立中学校
	その他教育施設	1	2,835.09	東旭川学校給食センター
子育て支援系施設	保育園	12	3,673.68	市立保育所
	幼児・児童施設	28	7,040.45	児童センター, 放課後児童クラブ
保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	11	8,487.02	高齢者等健康福祉センター(いきいきセンター), 老人福祉センター
	障害者福祉施設	2	8,824.84	障害者福祉センター(おびった), 愛育センター
行政系施設	庁舎等	15	49,929.07	市役所庁舎, 支所
	消防施設	39	9,916.23	消防署, 消防団詰所
	その他行政系施設	18	14,655.71	土木事業所, 総合防災センター
市営住宅	市営住宅	34	380,108.37	市営住宅
公園	公園	260	9,380.59	公園施設(管理棟, 公園トイレ等)
供給処理施設	供給処理施設	12	19,489.03	近文清掃工場, 飲料水供給施設
その他	その他	45	71,783.83	旭川聖苑, 動物愛護センター(あにまある)
合 計		664	1,212,738.61	
借上施設	借上施設	42	32,926.40	道北アークス大雪アリーナ, 第二庁舎事務所
合計(借上施設含む。)		706	1,245,665.01	

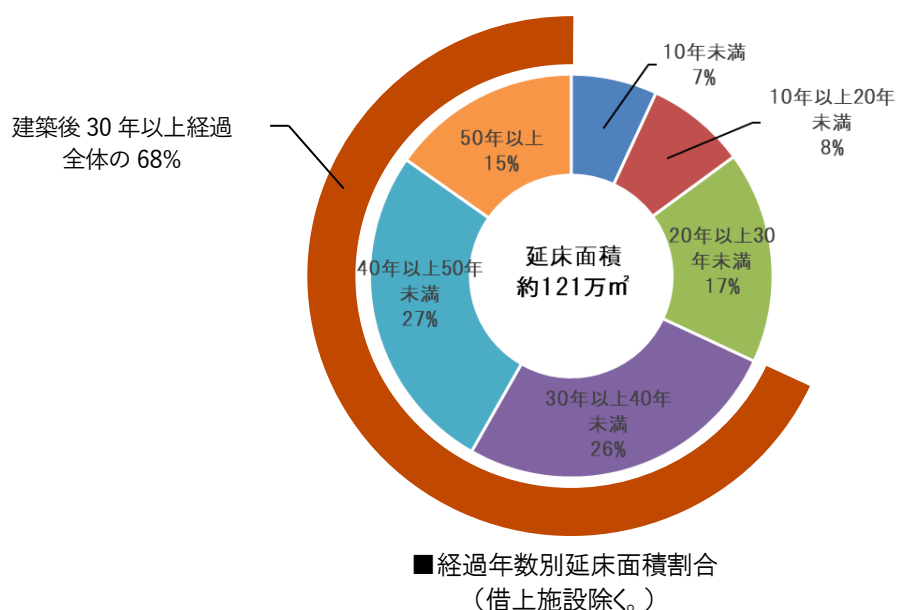
2 公共建築物の年度別建築床面積

本市が保有する公共建築物について、年度別の建築床面積を見ると、人口のピーク時を含む 1970 年代後半から 1980 年代に整備されたものが多くなっています。

【図表 1-2 公共建築物(現存分)の年度別建築床面積(借上施設除く。)]

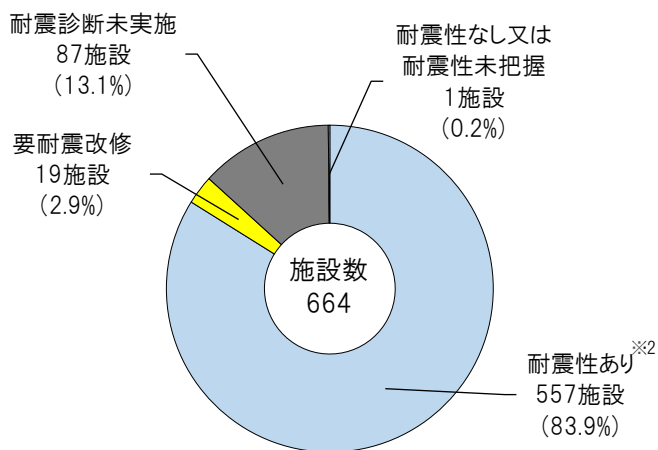


本市が保有する公共建築物を建築後の経過年数別に見ると、30 年以上経過した公共建築物の面積割合が 68%となっています。一般的に建築物は、建築後 30 年ほどで大規模改修が必要となり、建築後 60 年ほどで建替え時期を迎えるとされていて、今後、1970～1980 年代に大量に整備された公共建築物の老朽化に伴い、大規模改修や建替えを要する施設の急増が予想されます。

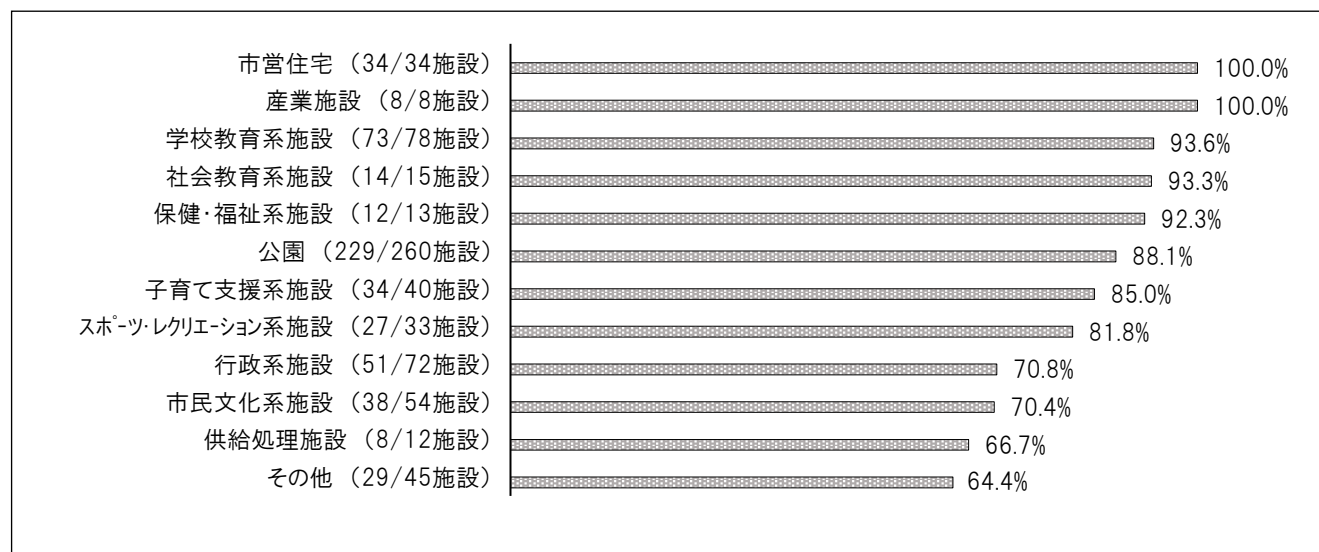


3 公共建築物の耐震化の状況

今後も使用する公共建築物については耐震化への対応が必要となりますが、本市が保有する公共建築物のうち、耐震性のないものは 18 施設（2.7%）、耐震診断未実施のものは 87 施設（13.1%）あります。用途別に見ると、市民文化系施設、行政系施設などは、耐震性のないものや耐震診断未実施のものが多く、老朽化に加え耐震化への対応も大きな課題となっています。



■公共建築物の耐震化状況
（借上施設除く。）



■公共建築物の用途別耐震化状況
（借上施設除く。）

※2 耐震性あり

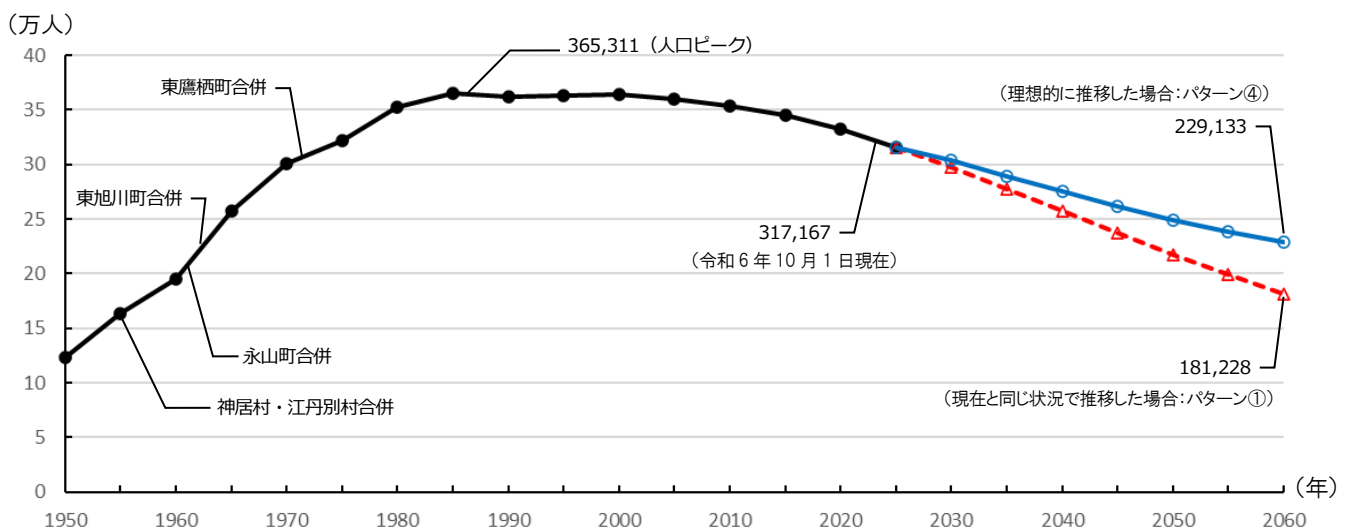
本白書では、「①昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準で建設された施設」、「②昭和 56 年 5 月以前に建設された施設で耐震診断の結果、耐震性のあることが確認された施設又は耐震改修済みの施設」、「③各基準を用いて耐震性ありと判断した施設」について、耐震性ありとする（複数の建物からなる施設については、多数の者が利用する建物を基準に耐震性の有無を判断）。

4 旭川市の人口推移

本市の総人口は、昭和 61（1986）年の 365,311 人をピークにほぼ横ばいで推移していましたが、平成 10（1998）年以降は減少し続けています。

本市が令和 2（2020）年にまとめた「旭川市人口ビジョン【改訂版】^{※3}」では、現在と同じ状況で推移した場合、令和 12（2030）年頃には 30 万人を割り込み、令和 42（2060）年には約 18 万人まで減少すると推計しています。また、国の長期ビジョンどおりに理想的に推移した場合には、令和 42（2060）年に約 23 万人と推計しています。

【図表 1-3 旭川市の人口推移】
（旭川市人口ビジョン 改訂版 を基に作成）



【現在と同じ状況で推移した場合の推計値（旭川市人口ビジョン推計パターン①）】

- ・合計特殊出生率：2013年から2017年までの5年間の平均値 1.30 が将来にわたり継続すると仮定
- ・純移動率（ある年齢階級の人口集団が1年後の年齢に達するまでに社会移動（転出入）する確率）：2014年から2018年までの5年間の平均値が将来にわたり継続すると仮定

【理想的に推移した場合の推計値（旭川市人口ビジョン推計パターン④）】

- ・合計特殊出生率：2023年に全国値、2030年に1.80、2040年に2.07となるよう段階的に増加すると仮定（地方人口ビジョンの策定のための手引き（内閣府作成）と同設定）
- ・純移動率：2040年に0となるよう段階的に収束すると仮定

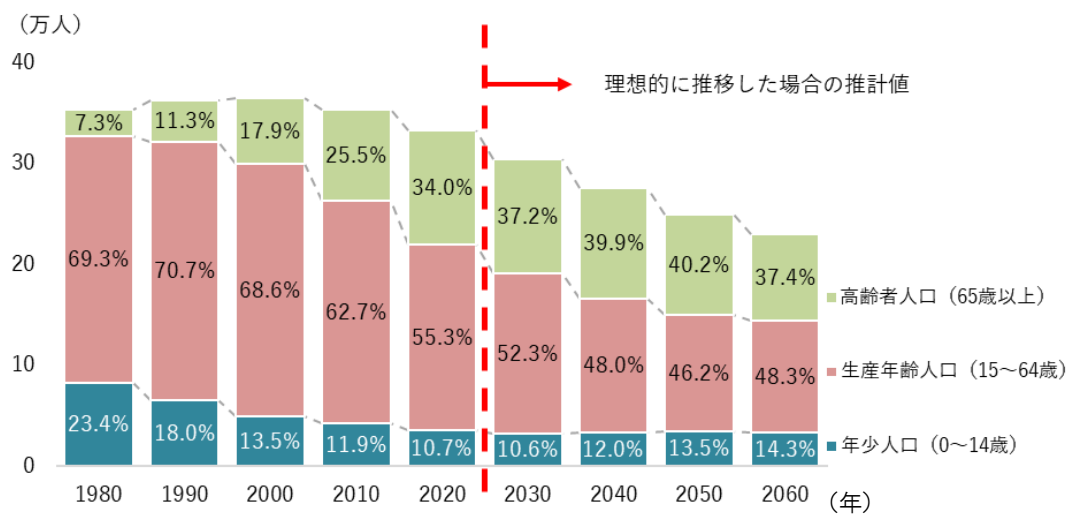
※3 旭川市人口ビジョン【改訂版】

まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したもの

人口減少と少子高齢化が全国的な課題となっていますが、本市でも昭和 55（1980）年と令和 2（2020）年を比べると、年少人口の割合は半分以下に減少した一方、高齢者人口の割合は 5 倍近くに増えています。

今後、人口減少や少子高齢化が更に進むと、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や、後期高齢者の増加による社会保障費の増加が想定され、公共建築物の改修や建替えなどに必要な費用の確保は一層困難になるものと考えられます。

【図表 1-4 旭川市の年齢区分別人口推移】
（総合政策部資料を基に作成）



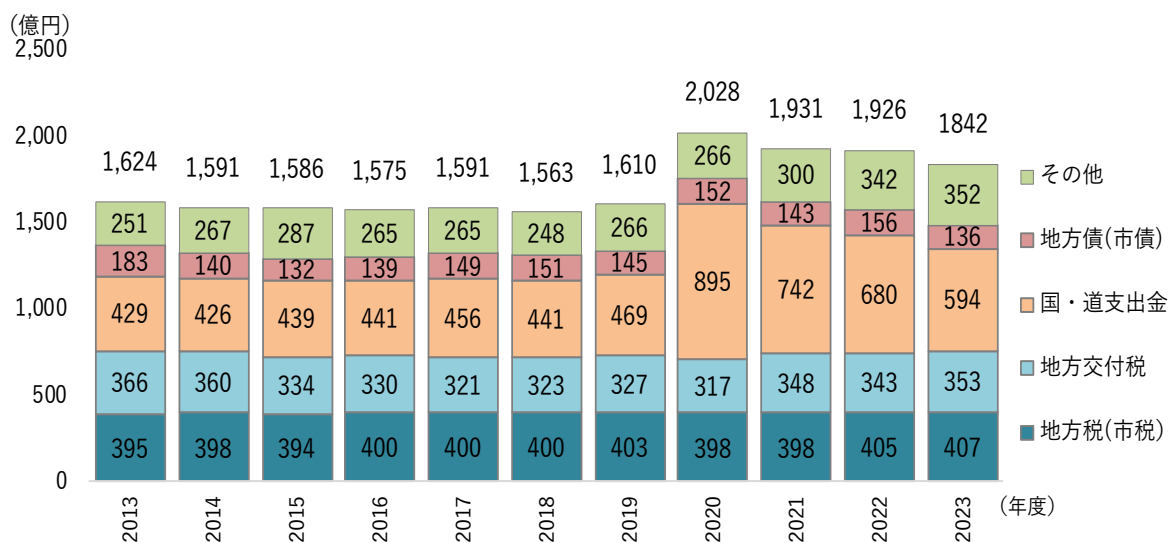
5 旭川市の財政

(1) 歳入決算の推移（普通会計※4）

本市の歳入は、自主財源である市税の割合が低く、地方交付税や国・道支出金の割合が高いため、財政的な自由度は低い状況が続いています。地方交付税は国の政策の影響を受けやすく、将来の見通しを立てにくいいため、市税収入を安定的に確保することが課題となっています。

【図表 1-5 旭川市の歳入決算額(普通会計)推移】

(地方財政状況調査(総務省), 総合政策部資料を基に作成)



※4 普通会計

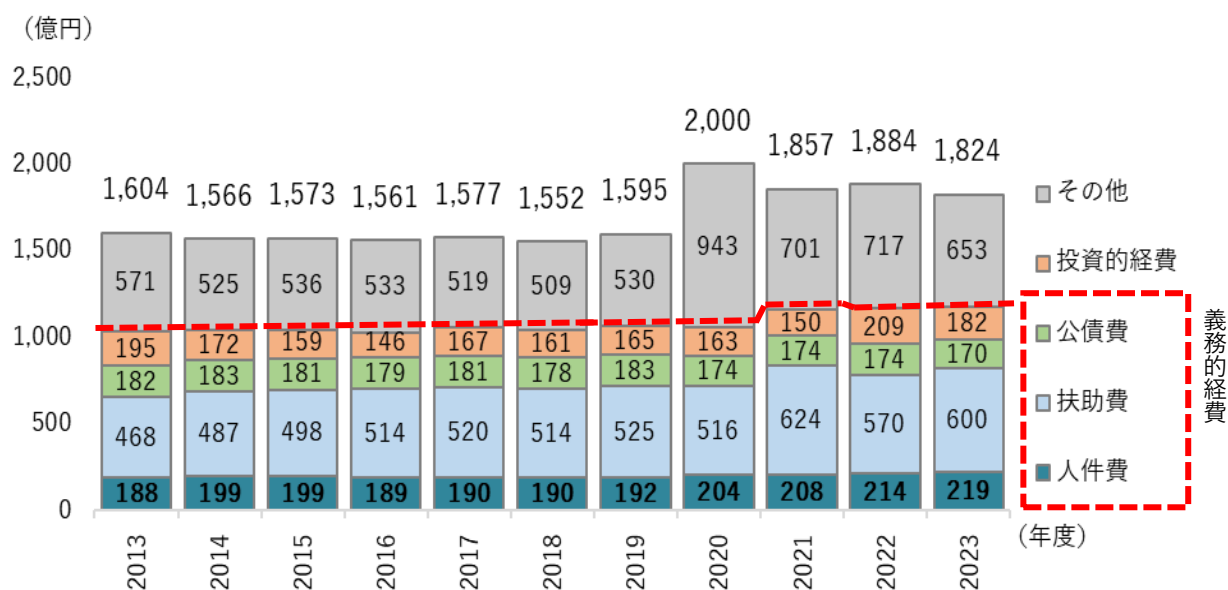
全国の各市町村の決算状況を比較するため、総務省が定義している統計上の会計。本市の普通会計には、一般会計のほか、特別会計の動物園事業、育英事業、母子福祉資金等貸付事業が含まれる。

(2) 歳出決算の推移（普通会計）

本市の歳出は、制度的に支出が義務付けられている義務的経費（公債費^{※5}、扶助費^{※6}、人件費）の割合が高く、独自に実施する事業に充てることができる財源が少なくなっています。

なお、令和 2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策等により決算額が増加しています。

【図表 1-6 旭川市の歳出決算額(普通会計)推移】
（地方財政状況調査(総務省)，総合政策部資料を基に作成）



※5 公債費

これまで借り入れた市債の償還(返済)などの経費

※6 扶助費

生活保護，児童福祉，障害者福祉，高齢者福祉，就学助成など，社会保障制度の一環として，法令等に基づき被扶助者の生活を維持するために支出される経費及び市が単独で行っている各種扶助の経費